

ネットショップの転売禁止条項に違反した場合の違約金条項が、民法 548 条の 2 第 2 項に該当し、無効とされた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 8 月 24 日

【事件番号】 令和 4 年（ワ）第 8280 号

【事件名】 違約金等請求事件

【裁判結果】 棄却（確定）

【参照法令】 民法 709 条・548 条の 2、消費者契約法 10 条

【掲載誌】 判時 2627 号 36 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25610555

広島大学教授 野田和裕

事実の概要

Y（当時 17 歳）は、X が営むネットショップ（以下「本件ショップ」という）で土偶形態の陶器製の人形（以下「本件商品」という）を 1 万 3030 円（送料込み）で購入した（以下「本件売買契約」という）。本件商品は、転売禁止商品とされ、本件ショップの規約（以下「本件規約」）8 条には、転売禁止を条件として販売する旨の転売禁止条項（以下「本件転売禁止条項」という）があった（同条 3 項）。また、転売禁止に関する規約に同意し購入したにもかかわらず転売行為を行った場合、転売者は違約金として、転売により得られた売上相当額または 20 万円のうちいずれか大きい方の額を支払うものとする違約金条項（以下「本件違約金条項」という）も置かれていた（同条 5 項 4 号）。しかし、Y は、約 2 週間後、フリマサービス・サイトにおいて本件商品を 4 万 8400 円で出品し、X がこれを落札した。

本件は、X が Y に対し、違約金 20 万円および遅延損害金の支払などを求めた事案である。主な争点は、①民法 548 条の 2 第 1 項との関連で、本件転売禁止条項は、本件売買契約の合意内容となるか、②本件違約金条項は、同条 2 項に該当し、合意内容とならず無効となるかである。

判決の要旨

本判決は、争点①②について以下のように述べて、X の請求をいずれも棄却した（確定）。

1 争点①：本件転売禁止条項の合意擬制（定型約款の拘束力）

まず、争点①について、民法 548 条の 2 第 1 項との関連で、本件転売禁止条項は本件売買契約の合意内容となることを認める。

本件ショップのサイトでは、転売禁止商品について、本件転売禁止特約に規定する「転売禁止に関する規約事項」の表記があるのに対し、本件商品には、そうした表記はされていない。しかし、「本件商品を選択した最初の画面で転売禁止商品であることが表示されるのを始め、購入までの手続の間に、転売禁止商品であることが容易に認識される状態で幾度も表示され、かかる内容を含めて承諾しないと購入できないことからすれば、……他の転売禁止商品のような転売禁止に関する規約事項等の表記がなかったことを踏まえても、本件商品は、転売禁止商品とみるべきである。」

「本件ショップにおける売買は、インターネットを介して、原告（X）が不特定多数の者に対し一定の商品を一定の対価で提供する取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものであるから、定型取引に該当する（民法 548 条の 2 第 1 項）。そうすると、本件転売禁止特約は、定型取引の内容となることから、被告（Y）が仮に本件転売禁止特約を見落とすことがあったとしても、本件売買契約の内容となる。」

2 争点②：本件違約金条項の内容規制（定型約款の不当条項規制）

他方で、争点②について、本件違約金条項は、民法 548 条の 2 第 2 項に該当し、合意内容とはならないとした。

「本件転売禁止特約は、本来自由な処分権の行使に制約を設けるものといえ、さらに、これに違反して転売した場合、本件違約金条項により相手方に違約金の支払義務を負わせるものであるから、本件違約金条項は、民法 548 条の 2 第 2 項という『相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する』ものといえる。このような条項で、相手方が合理的に予測することができない条項は、相手方に不意打ち的なものとなるから信義誠実の原則に反し、合意内容とはならないと解される。

そして、本件売買のようなインターネットを介した取引形態においては、未成年者から高齢者まで、幅広い年代層で理解度も様々な者が関与することが容易に想定されるものである。そうであれば、取引の安全の観点から、契約締結までの間に、相手方に定型約款を利用した取引であることが個別具体的にウェブ画面上で認識可能な状態しておくことが必要と解される。特に、定型約款によって義務を加重する場合には、通常、予測が困難であるといえるから、どのような場合にどのような義務を加重するのかを、取引の当初から個別に表示するなど、その内容を容易に知り得る状況にすることが必要であり、相手方が合理的に予測できない義務内容であって容易には知りえない状況のものについては、信義誠実の原則に反し、合意内容とはならないというべきである。」

「本件では、本件商品について違約金に関する記載は本件違約金条項のみであるところ、本件商品の商品ページに記載はなく、本件違約金条項が画面上表示されるのは、本件商品の商品ページより後の別の画面である、購入に関する規約事項の画面である。また、同画面には、まず、購入方法等の 4 つの規約事項の記載があり、これらの規約事項の後に本件転売禁止特約として表示され、本件違約金条項は、本件転売禁止特約の 5 項目のうちの、最後の 5 項目の中のさらに 4 つ目の項目に一文として表示されているにすぎない。また、転売禁止内容と異なり、文字色や大きさを変えるなどの注意喚起を促すような文字形態にもなっていない。このように、本件違約金条項は、契約までの間に表示されるとはいえ、終盤の段階に至って初めて表示され、かつ、画面上、容易に認識で

きる状況にはない。そして、一般的に、転売禁止であるからといって、違反した場合に当然に違約金が課されるとは限らないことからすれば、転売禁止商品であることを表示したとしても、通常、違約金が課されることを予測できるとまではいえない。加えて、本件の違約金額は 20 万円と購入価額を大きく上回る金額であって、このような高額な違約金の支払義務を負うことを予想することは通常困難である。

これらを踏まえると、本件違約金条項は、相手方に一方的に義務を負わせるだけでなく、合理的に予測することが困難な不意打ち的な内容といわざるを得ない。」

よって、本件違約金条項は、民法 548 条の 2 第 2 項に該当し、合意内容とはならず無効である。

判例の解説

一 本判決の意義¹⁾

民法（債権関係）改正により、定型約款に関する規定が新設され、定型約款が契約内容となるための要件（民法 548 条の 2 第 1 項）や不当な契約条項の規制（同条 2 項）などの規律がされ、約款による取引ルールの透明性を高めることが図られた。本判決は、インターネット取引における定型約款の内容規制に関する裁判例であるが、同条 2 項の該当性を肯定した先例として重要な意義を有する。

二 定型約款の拘束力（民法 548 条の 2 第 1 項に基づく合意擬制）

本判決は、まず争点①につき、民法 548 条の 2 第 1 項との関連で、本件転売禁止条項²⁾が定型約款として拘束力が認められるのか判断した。

「定型約款」とは、次の要件①～③をすべて満たす「条項の総体」をいう。すなわち、①「定型取引」で用いられ、②契約内容とすることを目的とし、③特定の者（定型約款準備者）により準備されたものである。また、要件①の「定型取引」とは、次の⑦⑧をいずれも満たす取引をいう。すなわち、⑦不特定多数の者を相手方とし、⑧取引の内容の全部または一部が画一的であることが当事者の双方にとって合理的なものである³⁾。したがって、個々の取引の相手方の事情を踏まえた交渉によって契約内容が決定されるような取引は、

これに当たらない。例えば、保険約款、運送約款、旅行約款、宿泊約款、預金規定などのほか、本件のようなインターネット取引の購入約款・利用規約も、定型約款の具体例とされる⁴⁾。

民法 548 条の 2 第 1 項によれば、定型取引を行うことを合意（定型取引合意）した者が、定型約款を契約の内容とする旨の合意（1 号）、または、定型約款準備者があらかじめ定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示（2 号）していれば、個別条項についても合意したものとみなされる（合意擬制）。すなわち、相手方が個別条項の内容を（見落とし等）認識していなくても、定型約款が契約内容に組み入れられ、拘束力が生じる。

本判決は、本件売買契約が定型取引に該当するとしうえで、個別条項たる本件転売禁止条項が定型取引の内容となると判示したが、本件商品の選択から購入までに規約事項等が幾度も画面表示されていた事実を踏まえ⁵⁾、定型約款準備者 X があらかじめ定型約款として契約内容とする旨を相手方 Y に表示していた（2 号）と判断したものと解される。なお、インターネット取引における約款や規約について、定型約款として拘束力を認めた裁判例として、本判決のほか、東京地判令 3・5・19LEX/DB25589390（本件と同一原告による同種事件）、東京地判令 7・1・21LEX/DB25618738・東京地判令 7・1・21LEX/DB25618740、東京地判令 7・4・25LEX/DB25618256 が現れている。

三 定型約款の不当条項規制

本判決は、次に、争点②につき、本件違約金条項は、民法 548 条の 2 第 2 項により合意内容とならず無効となるかを判断する。

同条 2 項の規律は、同条 1 項に基づく合意擬制（前記の二参照）が及ぶのが適切でない個別条項について、拘束力の発生を防止する機能を有する⁶⁾。すなわち、「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項」（同条 2 項前段）であって、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められる条項（同条 2 項後段）については、合意しなかったものとみなされる。そして、その信義則判断に際しては「定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念」を考慮要素として、当該条項のみならず、取引全体に関わる事情を取引通念に照らして広く考慮すべきとする。とりわけ、「定型取引の態様」として、契約

締結プロセスの態様が考慮され、相手方にとって予測し難い条項が置かれている場合には、その内容を容易に知り得る措置を約款準備者が講じなければ、信義則に反することとなる蓋然性が高くなる。この限度で不意打ち条項規制の機能もあり、同条 2 項は、不当条項規制および不意打ち条項規制を「一本化」したものとされている⁷⁾。もっとも、不当性と不意打ち性の双方をみたすことが同条 2 項の該当要件であるわけではなく、例えば、相手方に対して過大な違約金を定める条項など、その条項の内容自体に不当性があれば同条 2 項に該当しうる⁸⁾。不意打ち性は、同条 2 項該当性の判断において必須とまではいえないが、ある個別条項の当・不当を総合考慮するに際し、不当性を基礎づける一考慮要素となる⁹⁾。

本判決は、本件違約金条項が「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項」であるとしうえで、主として、当該条項が不意打ち性を有すること¹⁰⁾、および、条項内容を合理的に予測可能かつ容易に知り得る状況とする措置（インターネット取引では、最初の方の画面で、文字色や大きさを変えるなど幅広い年代層に認識可能となるような表示）が不十分であることを重視し¹¹⁾、副次的に、「本件の違約金額は 20 万円と購入金額を大きく上回る」（不当性がある）こと、および、その予測困難性を根拠として、民法 548 条の 2 第 2 項該当性を認めたものである。

四 民法 548 条の 2 第 2 項該当性を肯定した近時の裁判例

本判決に前後して、民法 548 条の 2 第 2 項該当性を肯定する裁判例も現れた。同条 2 項該当性の判断において、不意打ち性は必須ではないが、本判決を含め、近時の肯定裁判例は、当該条項の不当性を補強する要素として、不意打ち的要素も重視する傾向にある。まず、本件と同一原告による同種事件である前掲東京地判令 3・5・19 は、本件の違約金額 20 万円より高額な違約金額 50 万円と規定する不当性の高い違約金条項について、民法 548 条の 2 第 2 項該当性を肯定するが、「本件商品の購入前に本件違約金条項の存在を認識することは著しく困難であった」と不意打ち的要素も認定している。また、前掲東京地判令 7・1・21 の 2 つの裁判例は、いずれもインターネット求人情報サイト運営会社の広告掲載基本約款にお

ける移行条項（21日間の無料プラン満了日までに解約手続をしないと有料プランへの移行を擬制する条項）について、期限直前まで解約手続に必要な書類を提供しない手法によって相手方の移行回避を大幅に制限していること等を理由として、「その内容に強い不当性が認められる」と判示するが、加えて、当該条項は「相手方にとって不意打ち的なものである」とも述べる¹²⁾。

五 他の条項との相互作用として生じる「補償効果」と「累積効果」¹³⁾

本判決は、民法548条の2第2項該当性を肯定するものであるが、その際、あくまでも本件違約金条項「のみ」を「単独で」審査している。本件転売禁止条項など、他の条項との相互作用として生じる効果も含めて、総合的な審査を行う姿勢は前面に現れていない。

ある条項による相手方の不利益が、他の条項による利益によって埋め合わされる「補償効果」が認められれば、当該条項の無効判断を免れることが可能となりうる¹⁴⁾。

他方で、単独では許容される内容の条項であっても、他の条項との相互作用の結果として、相手方に不当な不利益を惹起する「累積効果」を生じる場合がある。累積効果が認められるときには、相互に関連する複数の条項を一体として無効とする必要が生じうる。また、累積効果の可能性も視野に入れるならば、ある条項の不当性審査の際に、当該条項「のみ」を「単独で」審査することによって、相手方の実質的な不利益を安易に見過ごしてはならない。他の条項との相互作用の可能性についても、注意深く検討することが求められる。

民法548条の2第2項の該当性を審査するにあたっては、他の条項との相互作用も「定型取引の実情」として、考慮すべき重要な要素になる¹⁵⁾。これにより不当性判断の精緻化に資するのみならず、当事者の主張方法としても有用となり、今後さらに活用の幅が広がる可能性がある。

●—注

- 1) 本判決の評釈として、都筑満雄「インターネットショップの転売禁止条項違反への違約金支払条項が、民法548条の2第2項に該当し、違約金請求が棄却された事例」現代消費者法69号116頁がある。
- 2) テーマパークのチケット購入契約におけるチケット転売禁止条項の有効性が問題となった事案において、大阪

地判令5・7・21判時2576号77頁およびその控訴審の大阪高判令6・12・19LEX/DB25574030は、いずれも当該転売禁止条項が消費者契約法10条に定める条項には該当しないと判示した。

- 3) 潮見佳男『新債権総論I』（信山社、2017年）35頁参照。
- 4) 筒井健夫ほか『一問一答民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）246頁。
- 5) インターネットを介した取引などであれば契約締結画面までの間に画面上で認識可能な状態に置くことが必要とされる（筒井ほか・前掲注4）250頁）。
- 6) 筒井ほか・前掲注4）241頁、沖野眞己「消費者契約における定型約款の組入要件」現代消費者法39号22頁など参照。
- 7) 民法（債権関係）部会資料83-2・39頁、潮見・前掲注3）45頁参照。
- 8) 筒井ほか・前掲注4）252頁参照。
- 9) 前掲注7）部会資料83-2・40頁参照。
- 10) 都筑・前掲注1）121頁は、他の取引類型に比して不意打ち性が高いインターネット取引の典型的な特質を示した点に本判決に意義を認める。
- 11) なお、消費者契約法3条1項3号において、事業者は、定型取引合意に該当する消費者契約の場合、定型約款の内容を消費者が容易に知り得る状態にする措置を講じているときを除き、定型約款の内容について開示請求（民法548条の3第1項）するために必要な情報を消費者に提供すべき努力義務を負うものとされている。
- 12) 神戸地判令5・5・31LEX/DB25620419は、コインパーキングの駐車場利用規約における免責条項について、民法548条の2第2項該当性を肯定したが、利用者がフラップ板の状況を降車して確認するのは現実的でないこと等を総合考慮すると、管理者の免責は「相手方に予期せぬ不相当な不利益をもたらす」と不意打ち的要素も示唆する。他方、東京地判令7・8・6LEX/DB25627881は、採用支援サービス会社の違約金条項の「内容を認識することは容易である」ので（不意打ち的要素はなく）、一般に信義則に反して相手方の利益を害するものといえないとしつつも、具体的事情を考慮したうえで、同条2項該当性を肯定している。
- 13) 野田和裕「不当条項の内容規制と契約全体の考慮」磯村保ほか編『法律行為法・契約法の課題と展望』（成文堂、2022年）349頁以下。
- 14) 民法（債権関係）部会資料86-2・4頁は、「当該条項そのものでは相手方にとって不利であっても、取引全体を見ればその不利益を補うような定めがあるのであれば全体としては信義則に違反しないと解されることになる」とする。なお、前掲東京地判令7・1・21の2つの裁判例は、相手方の不利益を埋め合わせる条項の不存在を認定している。
- 15) 筒井ほか・前掲注4）254頁参照。